

## 第 15 回 江別市子ども・子育て会議要旨

開催日：平成 28 年 10 月 25 日（火）

時 間：14 時～15 時 30 分

場 所：江別市保健センター 3 階会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 議事

次第 4 議事（1）協議事項（ア）の『小規模保育事業者公募に係る選考について』は、非公開審議案件のため、議事録省略

### ○会長

質問をいくつか出していただきましたが、他にいかがでしょうか。意見も概ね出尽くしたようです。今の質問、また事務局からのお答えで私たちの理解も少し深まったかなと思います。これを生かして今後さらに形になっていくと思いますので、事務局の方でよろしくをお願いします。

それでは、次の協議事項（イ）『教育・保育施設等における利用定員の確認について』に進みたいと思います。ここで傍聴者の方の入室を許可したいと思います。

————— 傍聴者入室 —————

### ○会長

改めまして、次の協議事項（イ）『教育・保育施設等における利用定員の確認について』に進みたいと思います。事務局から説明をお願いします。

### ○事務局

それでは資料 2 をご覧ください。教育・保育施設等及び利用定員数の確認について、ご説明させていただきます。資料の 2 ページをお開きください。子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員に関しては、これまでの会議でも説明させていただいておりますが、簡単に概要をご説明させていただきます。子ども・子育て支援制度では、認可を受けた施設が行う各種事業に対し、施設及び事業類型に従って江別市の事業計画に照らし、1～3号までの認定区分ごとの利用定員を定め、給付の対象となることを江別市が確認して、給付費を支払うこととなっております。認可制度と確認制度の関係については 2 ページの図をご参照ください。次に 3 ページ目をお開きください。こちらは、旧制度における各種施設が、現行の制度に移行する場合の主なパターンを図にしたものですので、参考にご覧ください。次に 4 ページ目をお開きください。今回の会議で、施設型給付の対象施設として確認予定の施設は、白樺保育園と若草乳児保育園を移転統合し、11 月 1 日から開園予定のよつば保育園でございます。よつば保育園で設定する利用定員は、現在の白樺保育園の定員及び若草乳児保育園の定員を合わせた 120 人の利用定員を設けるものです。これに、既に確認を受けている保育所や認定こども園 16 施設、地域型保育施設 5 施設、確認を受けない旧制度で運営している幼稚園 6 施設を加えた量の見込みは、1 号認定が

1,886名、2号認定707名、3号認定の内、0歳児111名、1～2歳児402名となっており、えべつ・安心子育てプランにおける量の見込みと比較すると、2号及び3号認定において、まだ不足している状況にあります。なお、今後におきましては、認定こども園あけぼのが施設整備に係る補助金を活用して、老朽した施設を改修し、利用定員の2号及び3号認定の増員を予定しております。同様に、現在給付確認を受け、幼稚園として運営している元江別わかば幼稚園が、平成29年度から認定こども園に移行する予定であり、それに合わせて先程申し上げたあけぼの同様、施設整備を行い2号及び3号認定の増員を予定しております。また、株式会社ニチイ学館が江別駅前にあります、みらいビルに小規模保育施設を平成29年4月から開設する予定であります。以上が説明となります。

○会長

ありがとうございました。今の事務局からの説明に対して、質問やご意見を伺いたいと思うのですが、新しく委員になられた方もいますので、1号、2号、3号の認定について少しご説明いただけないでしょうか。

○事務局

1号認定と呼ばれるものは幼稚園をご利用されるお子さんの事で、いわゆる教育認定と言われることもあります。3～5歳のお子さんで施設型給付を受けている幼稚園施設に通われる場合には、1号認定という認定を受けてご利用いただくことになっております。2号及び3号につきましては、保育所を利用されるお子さんが受ける支給認定になりまして、年齢ごとに区分されております。2号認定が3～5歳までのお子さんで保育所をご利用される方、3号認定は0～2歳で保育所をご利用されるお子さんが受ける認定という認定区分になっております。

○会長

ありがとうございました。今のご説明も含めましてご質問いかがでしょうか。

○委員

4ページ目の表の見方について伺いたいのですが、平成28年度計画上の量の見込みに対して2号、3号認定が不足しています。平成29年度は、新しくあけぼのや元江別わかばの施設が増えることによって、0歳児はまだ不足する見込みですのでこれは除いたとして、利用定員の不足分は解消されるということでしょうか。

○事務局

今お話のありましたとおり、今の段階では、28年度の計画と照らし合わせると、2号認定で29名、3号認定の1～2歳で52名不足するという状況にあります。先ほどご紹介した確認予定の施設が、確認を受けて運営することによって一定程度、マイナスの部分は解消できる見込みではありますが、今後の動向を見守りつつ、不足するようであれば検討が必要かと考えております。

○委員

特に0歳児については全然まだ足りていないのかと思うのですが。

○事務局

0歳児に関しては、この数字を見る限りはまだマイナスという状況にあると思いますが、よつば保育園が今年度中は定員120人での運営になりますが、平成29年4月1日から利用定員を拡充して、140名で運営を進める予定であります。その分も加味すると、まだ若干足りない部分もあるのですが、先の協議にありました小規模保育事業者が、平成30年度から開設していけば、一定程度は解消できると考えております。

先程の定員の話について補足説明となりますが、数の計算だけでいきますと足りる、足りないの判断が出来るのですが、昨今話題になっている潜在的待機児童というのがありまして、例えば空いている園が10あったとしても、その園を希望する方がいらっしゃらず、他の園で入所の枠が空くことを待っている方は全て待機に回ってしまいます。そういった意味で、最近では潜在的待機の方で待機児童の解消は対策していかなければならない状況になっているものですから、恐らく数字の上では足りている状況になったとしても、まだ潜在的待機は続くだろうと思っています。ですから、そこを踏まえた施設整備と定員の確保を考えていきたいと思っております。

○委員

数を拝見すると足りている様ですが、中々保育所に入れないという話を巷でも耳にするものですから、実際はどうかかなと思ひまして。

○事務局

参考までに申し上げますと、今年4月1日時点での潜在的待機児童は105名おります。中には市内で空きのある保育所があっても特定の保育所のみ入所を希望されていて、そこで空きが出るまで待ちますという方もいらっしゃいまして、そういう方が年度当初より段階的に増えていきますので、このような方もなお、入所できるような体制をどうつくっていくかが課題になると考えております。

○会長

ありがとうございました。確かに保護者の立場からすると、家庭や職場の行き来に便利な所で預けたいという意向もあるかと思ひますので、そのあたりも踏まえた対策が必要と事務局の方も考えていらっしゃるという理解でよろしいかと思ひますが、他にいかがでしょうか。他にご質問がなければ次に進めたいと思ひます。協議事項から報告事項に入りたいと思ひます。報告事項(ア)の『よつば保育園の開園について』、事務局から説明をお願いいたします。資料は3になります。

○事務局

では、報告事項よつば保育園の開園についてご説明いたします。江別市では老朽化した保育施設の整備と共に、待機児童の解消や就学前児童の一貫した保育サービスを提供するなど多様な保育ニーズに応えるため、白樺保育園及び若草乳児保育園を移転統合した、よつば保育園を11月1日に開園いたします。所在地は資料に記載したとおりで、園舎は鉄骨造平屋建ての延床面積1,424.63㎡となっております。特色としては、保育園と地域との交流を図ることを目的として、保育施設としては初めて地域開放型の多目的会議室を設置し、コミュニティースペースとして、地域の自治活動等に開放いたします。また、公立保育園としては初めて、子育て支援センターぼろっこを併設し、保育園の開園に合わせて11月1日より運営を開始し、総合的な子育て支援を行います。定員につきましては、先程の利用定員の確認に関する部分でも触れましたが、移転統合後は、白樺保育園と若草乳児保育園の利用定員を合わせた120名の定員で運営を開始する予定で、年齢別の内訳は資料のとおりとなります。平成29年4月1日以降は低年齢児の定員を見直し、市内では最大規模となる140名定員の施設として運営する予定であります。主な設備は資料に記載のとおりですが、平成29年4月から実施予定の一時預かりの専用スペースや、災害に備えた備蓄庫等が整備されています。資料にはよつば保育園の図面を添付しておりますので、参考までにご覧ください。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対して何か質問等ございましたら、お伺いしたいと思います。かなり細かいところに配慮がなされていると思ひますが、例えばこの絵本コーナー

というものは、これも新しくよつば保育園で取り入れた設備なのでしょうか。それとも、他の保育所にも絵本コーナーというのはあるのでしょうか。

○事務局

保育園の絵本コーナーはどの保育園にもありまして、文庫という形で降園する時に親子で本を選んで借りられるようなシステムになっている所がほとんどかと思います。

○会長

ありがとうございました。図書館に行かなくても借りられるというのはいいですね。是非利用していただきたいと思いますが、他にご質問ありますでしょうか。

○委員

調理室も食育の一つとして廊下側の一部をガラス張りとし、園児に調理の様子が見えるようになっていくというのも素晴らしいなと思いました。よつば保育園がとても素敵なスペースなのだと思えます。もし、機会があれば見学など行きたいなと思いました。多目的活動室を地域の自治会活動等に貸し出しと書かれていますが、市民が自治会以外の活動でも、利用可能な用途といったものを想定されていますか。

○会長

ありがとうございました。サークル活動等にも利用できるのかなと考えましたが、いかがでしょうか。

○事務局

基本的に、設置の目的は「地域に密着した保育園」ということで、地域の方も活動できる多目的会議室を設置しました。よつば保育園がある地域は、自治会館等があまり利用しやすい所になく、自治会活動をする時は8丁目の野幌公会堂等に移動して行わなければならないという事がありました。そのため、まず自治会の会議等を想定しています。他に有効活用ということで、子育てに関連する団体については、ある程度貸し出しを考えております。ただ、保育園として運営しておりますので、保育園に支障のない範囲であれば可能な限り貸し出しを考えておりますが、借りる側と貸し出し側の意向が一致しない場合もあると考えております。

○委員

ありがとうございます。

○会長

他にいかがでしょうか。先程、見学という話が出ましたが、保育園開園後は難しいでしょうか。

○事務局

開設前に保護者や地域の住民等を対象に内覧をしてもらう機会を設けております。地域の方も含め多くの方に見ていただいて、オープン後にお子さんを預ける保護者の方は、施設を見てから預けたいと思いますので、体制が整えば適宜施設の見学はできます。個別に各施設を細かく案内するのは難しいと思いますが、園の運営に支障のない範囲で対応したいと考えております。

○会長

確かに、不審者対策等で突然見学したいと言っても難しいかと思っておりますので、もし一定の団体がまとまって要望すれば、保育園に支障のない範囲で見学させていただけるということですね。他にいかがでしょうか。

○委員

主な設備等のところで多目的保育室について、臨機応変な保育に対応するための予備的空間と書

かれてありますが、具体的にどのような場合に使うのでしょうか。

○事務局

多目的保育室は保育所の設置基準の中で、特に設置義務のある設備ではありません。この保育園は障がい児保育もしているので、集団的な活動が出来ない児童が個別に保育を行う場合や、お子さんの体調不良が出た場合に集団活動が出来ない時に、少し落ち着かせるために利用するスペースとして設置しております。

○委員

ありがとうございます。

○会長

他にいかがでしょうか。

○委員

これだけ大きな施設になりますと、スタッフも相当な人数がいると思うのですが、大体どのくらいいるのでしょうか。また、来年度から0歳児も1歳児も増えるということで、新しく保育士の補充も必要かと思うのですがいかがでしょうか。

○事務局

今現在のスタッフの数は、正職員・その他職員合わせて概ね60人～70人程度の職員がいる状況です。お話にもありましたとおり、来年度の定員が140名に増えるということで、特に低年齢児の場合は、保育士一人あたりで保育できる人数が限られているものですから、基準に見合った職員の採用を考えていかなければならないと思っております。臨時・非常勤職員を含めた体制で、今後募集は検討していくところです。

○委員

来年度はどのくらい採用するというのは、まだ決まっていないということですね。

○事務局

具体的な人数はまだ決まっていません。

○会長

定員が増えるのは来年度なので、それまでに間に合うように確保をしたいということですね。他にはよろしいでしょうか。

○委員

これは今後に向けての意見なんですが、よつば保育園の見取図を載せていただいています。もし、今後新しく施設等が開園される時には、写真などがあるとよりイメージが付きやすいと思いました。以上です。

○会長

ありがとうございました。確かに見取図で全体のイメージはつかみにくいと思いますので、園を紹介するリーフレットなどは作る予定はあるのでしょうか。

○事務局

リーフレットの作成予定はないのですが、入園の申請にいらっしゃる保護者に対してお渡しするガイドがありまして、そちらに写真を載せて作成する予定はあります。

○会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。概ねご意見、ご質問は出たかと思しますので、次

に移ってよろしいでしょうか。それでは、報告事項(イ)の『江別第一小学校放課後児童クラブの開設』について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、江別第一小学校放課後児童クラブの開設について報告申し上げます。資料4、第一小学校放課後児童クラブ概要をご覧ください。初めに構造・規模ですが、江別第一小学校1階に併設し、延べ床面積244.41㎡となります。開所日ですが、平成28年11月1日を予定しております。定員は64名です。11月1日の開所に際し、入会者は1年生31名、2年生24名、3年生11名の計66名となります。設置運営ですが、設置は江別市、運営は民間事業者に委託する公設民営クラブであり、運営事業者は学校法人江別若葉学園で、現在同法人が第一小学校校区で開所している元江別わかば児童会は10月末閉所予定です。このため、今回の第一小学校放課後児童クラブの開所による、市内の放課後児童クラブ数は19のままですが、市内放課後児童クラブの全体の定員数は24名増の706名となります。設備等は、児童の活動スペースとなる専用室は106.94㎡で、児童への視認性を配慮し、事務室の区切りはカウンター型としております。事務室内には、体調の悪い児童が静養することのできる静養室を設けています。その他設備としては、シャワー室、脱衣室、車椅子対応トイレ等を整備しております。平面図を資料に添付しておりますので、参考としてご覧ください、以上でございます。

○会長

ありがとうございました。それでは、この江別第一小学校放課後児童クラブについてもご質問がありましたら伺いたいと思います。

○委員

本校も学童クラブがあるのですが、既存の教室を利用しているので、施設的に面倒なこともありまして、このように素晴らしい施設ができてまわって転勤したいなと思うくらいです。まずは、おめでとうございます。開所まで約1週間で、おそらく保護者さん達も楽しみにされていると思いますが、この66名に対して指導者は何名配置されるのでしょうか。学童クラブは、教諭免許がないとできないと思いますが、66名に対して何名なのか教えてください。他に、これは意見ですが、立地として、12号線を渡って通うお子さんもいると思うので、心配な保護者さんもいると思いますので手厚くフォローをしてほしいと思います。

○事務局

64名の定員に対して、配置基準は最低4名の支援員が必要になります。この内、最低でも2名は幼稚園や保育園、小中学校の教諭等、有資格者の配置が必要です。今回の運営にあたります、江別若葉学園さんの現段階の人員は全員で7名、専任が4名、アルバイトが1名、幼稚園との兼任が2名という内訳になっております。運営母体が元江別わかば幼稚園を運営している若葉学園さんですので、基本的には資格者の面で問題はないと考えております。運営にあたりましては、必要に応じて元江別わかば幼稚園さんの応援もありながら進めていくと伺っております。

○委員

とてもわかりやすかったです。常時4人はいて、その内有資格者が2人は必ずついているということよろしいでしょうか。

○事務局

市の基準条例がございまして、設備や面積要件等が決められております。その中で、40人を1支援単位とすることが決められています。今回の場合、64名の定員で支援単位は2になります。1支援単

位に対して、2名の支援員の配置が必要ですので、2支援単位だと最低4名で、常時4名以上の人員配置が必要です。また、1支援単位につき1名以上の有資格者が必要ということで、2支援単位ございますので、最低2名の有資格者の配置ということになります。そういった要件をクリアした中で若葉学園さんをお願いしております。

○委員

そういうことであれば、基準を理解した上で運営してくださると思います。定員が64名のところ、66名でスタートしますね。いろいろなお子さんがいるので、基準最低限度を守っていれば大丈夫という考えではなく、柔軟な対応をするためにこのような人員配置をしてくださっているのかと思いましたが、安心しました。江別の未来を担う子どもたちなので、有意義な活動時間を過ごして、保護者さんも安心して働けるような体制を目指してくださることを期待しています。

○会長

ありがとうございました。受託した事業者が地元にあるという点も、何かあった時のバックアップ体制はしっかりしていただけるし、市の方でも見ていただけるということで開設を待ちたいと思います。他にいかがでしょうか。

○委員

入会者が66名というのは第三小学校と江別小学校に通っていたお子さん達からの入会で、希望した方は皆さん入れたということでしょうか。

○事務局

江別小学校と第三小学校の統合校として、第一小学校が誕生しました。第一小学校の中に放課後児童クラブも併設することとなり、今回改めて第一小学校に通っている児童の保護者全員に、第一小学校の放課後児童クラブの開設についてご案内を差し上げました。その内、お申し込みをいただいた方が66名でしたので、定員の64名を超えていますが、毎日全員が来るという訳ではない面もあり、66名は受け入れの範囲内と考え、全員の入会を決定したものであります。なお、4、5、6年生からの申込みはありませんでしたので、3年生以下66名でのスタートとなります。

○会長

ありがとうございました。4年生以上は入会できなかったのかと思われた方もいたでしょうが、案内をしなかったのではなくて、申し込みがなかったということですね。他にいかがでしょうか。

○副会長

第一小学校児童クラブの開設に伴って、萩ヶ岡の児童クラブの方はどのくらいの数になっているか教えてください。

○事務局

萩ヶ岡でございますが、旧江別小学校区の放課後児童クラブでございます。こちらにつきましても、公設という形で萩ヶ岡と森の子の2か所がございます。第一小学校児童クラブで3か所目になりました。校区が第一小学校と萩ヶ岡はかぶります。ただ、萩ヶ岡に通っていたお子さんの保護者の皆様にも、第一小学校に移られるか、そのまま萩ヶ岡に通うかの意向確認をさせていただいております。その中で、第一小学校に移られるお子さんが13名、萩ヶ岡に残られるというお子さんが9名でした。現時点で、萩ヶ岡児童クラブは継続して運営をしていきますし、来年以降、また改めて第一小学校を含め放課後児童クラブの募集をした際に、どんな動向になるか見定めていきたいと考えております。

○会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか ほぼ出尽くしたと考えさせていただいて、報告事項を終わらせていただきたいと思います。それでは次第の5『その他』になりますが、事務局から何かございますか。

#### ○事務局

その他でございますが、1件ご意見を頂戴したく思います。当市における子育て支援政策の最近の動向といたしまして、先程のご報告にもありました保育所の拡充や放課後児童クラブの開設など、働きながら子育てができる環境整備に力を入れて取り組んでおります。議会でもそういったご議論が多くございますが、一方でまた別な観点での議論がございまして、子どもの権利保障についても取り上げられているところでございます。その答弁として、市としては今後の子ども・子育て会議において議論をお願いしてまいりたいといった答弁をした経過がございますことから、今回案件として加えさせていただきました。資料5をご覧ください。子どもの権利について代表的なものを列挙させていただきました。先に、3のえべつ安心・子育てプランにおける施策の展開についてご説明いたします。これは当会議において策定いただいた、えべつ・安心子育てプランの27ページを抜粋したものであります。基本目標「子どもが笑顔で育つ」まちづくり、基本施策「子どもの育ちの保障」、施策の展開「子どもの権利条約の普及」であります。子育てプランでは、子どもの権利条約に定められている「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を記載しつつ、条約の内容を親や学校、社会全体に対して一層浸透するよう、普及啓発することが必要とし、情報提供の推進や研修会等の機会を利用して、子どもの権利に関する市民意識の向上等に取り組み、子どもの権利条約の普及に努めると規定しております。子育てプランは5か年の計画でございまして、今後見直し作業が予定されますことから、本日は、今後当市における子どもの権利の擁護はどうあるべきか研究を進めていくために、まずは子どもの権利に関して基本的な事項の情報提供をさせていただき、ご意見を頂戴したく、案件として追加させていただきました。次に、資料5に基づきましてご説明させていただきますが、まず第1の部分、子どもの権利条約についてですが、国連総会で採択されている国連人権規約に定めた基本的人権を、子どもにおいても守ろうとする条約でございまして、日本では1994年に批准されております。詳細は資料2枚目に、ユニセフのホームページの写しを添付しておりますが、下段の方に、守るべき4つの権利である4つの柱が記載されております。まず、健康に生まれ健やかに成長する権利として「生きる権利」、差別や虐待、搾取等から「守られる権利」、教育を受け自分らしく成長する「育つ権利」、自由に意見を表したり活動するための「参加する権利」、こういった4つの柱となる権利が定められておまして、この条約が保障する権利や権利擁護について具体的に定めるのが、子どもの権利条例であります。道内あるいは全国の自治体の一部で進められているところでございますけれども、資料5の1枚目の2には、道内で既に制定されております市町村を列挙させていただいております。道内179市町村のうち、8市町が既に制定し、また1市が策定中と聞いております。続きまして、2ページの4であります。子どもの権利条例は理念的な条例でありまして、この条例があることでこういったことをやっていくのかということになりますが、既に当市では実際の取り組みが行われておりますので、内容をご説明したいと思っております。一つ目、家庭児童相談事業におきましては、日常的に家庭児童相談に対応する中で、虐待や養育不良の状態から子どもを守るために、日々関係機関と連携して対応しております。二つ目、家庭児童対策地域協議会事業におきましては、児童相談所や教育委員会等の関係機関が参画して協議会を設置し、情報を共有して虐待等の発生予防、早期発見、早期対応を行っているところであります。三つ目、乳幼児虐待予防支援事業は、赤ちゃん訪問や乳幼児健診等において、虐待予防の観点から支援が必要と

思われる親子に、相談支援を行うものであります。四つ目のいじめ・不登校対策事業から六つ目のスクールカウンセラーはいずれも教育委員会の事業であります。専任指導員や心理士、相談員やカウンセラーが児童生徒の相談支援にあたる事業であります。最後の中学生サミットは市内中学校の生徒が参加する事業であり、いじめ問題等をテーマに中学生自身が話し合う、中学生主体のサミットであります。以上、資料の提供等させていただきましたが、子どもの権利条約や条例、今後の市の取り組み等について研究を進めていく観点から、基本的な事項としてご説明させていただきました。子どもの権利保障の取り組みが今後どうあるべきか、今後研究を進めるにあたって、ざっくばらんにご意見を頂戴できればと思います。

○会長

ありがとうございました。今日ここで何かを決めるという事ではなく、こういう動きも出ていて、これに向けて市としてもいろいろ取り組んでいきたいという中で、もし何かご意見がいただければ、ということだと思います。委員の皆様の率直なご意見を伺えればと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員

今日は何かを決めるということではないようですが、もし条例制定という事になれば、もっと幅広くいろいろな機関に意見を聴かなければならないと思います。もし制定ということになれば、実際にいろいろな権利を守るために、当市における取り組みは既にある訳ですが、条例以外にも、日本国憲法や子ども憲章、児童福祉法とかそういったもので、子どもの権利は謳われているので、その土台を認知していく必要があると思います。私の幼稚園でも、9月21日に人権擁護委員によって取り組みを行っています。隣の上江別小学校でも取り組んでいます。一つは、現時点で行われている取り組みを充足させることが大切だと思っております。その上での議論ではないでしょうか。私は今、上江別幼稚園で園長をしておりますが、前職は小学校の教諭をしておりました。2000年からは校長職を務めておりましたが、ちょうどその頃、川崎市で条例が制定されて、その後奈井江町でも条例が制定され、校長会でも研修の中で、権利を守ることと指導との対立として、問題事例がいくつか出されました。例えば、生徒が教室で大騒ぎをする、そこで別室に呼んで指導をすることが学習権の侵害として訴えられる等、事例によっては先生が謝罪をする事もあり、現場では話題になり、そういった問題にどう対処していくか真剣に議論がされました。教育現場からの話をしましたが、いろいろな分野で条例制定の内容によってどのような影響が出てくるのか、という議論を行い慎重に進めていくことが大事だと思います。

○会長

ありがとうございました。今委員から出されたように、様々な意見があると思いますので、「いろいろな意見があるんだ。」というところから出発をしていかないと、市民の方々の共通理解に繋がっていないのではないかと思います。この場は同じ意見に無理にまとめる場ではないでしょうし、今すぐ結論を出すというご提案ではないのですが、市民の関心としては時代背景ということもあって、こういう議題が上がっているということは理解できます。それをいかに江別の子ども達にとってよい形になる様、権利条例を作るか作らないかを急いで決定づけずに、前段の議論を大事にしたいなと思います。そういう意味で率直なご意見を出していただければ、今後の議論に活きると思います。他の委員の方いかがでしょうか。

○委員

私は6歳の年長の息子がいるのですが、ずっとフルタイムの仕事を継続しながら、市の保育園や子育て支援センターを利用させていただきながら、あまり苦しい思いはせず、楽しく子育てをさせていただ

いております。一方で保育園に入れられない方もいたり、地元におじいちゃんおばあちゃんがいなくて、大変な思いをされている方もいらっしゃると思います。その方にとって必要なのが、果たして理想的な条例なのだろうかと個人的には思います。楽しくと言っても、働きながら子育てというのは日々慌ただしく、条例よりも正直ほこあぼこの方がありがたいという毎日です。先ほどご説明のあった当市における取り組みを見ると、子どもの権利を守る施策をしていただいている中には、私が初めて知ったものも沢山ありました。子育て世代はどんどん変わっていくとは思いますが、子育て中の方が求めているものは、理想的なものというより具体的な施策といえますか、利用できる場所が増えたり、学童クラブが増えたり、延長保育の柔軟な対応だとか、そういう所の方が響くと思います。そういう部分で言うと、以前は公立の保育園も毎年3月31日は休園だったんです。保育園としても、新年度の園児を迎える準備のために大変なのは重々理解できますが、働く親にとっても忙しい3月31日に子どもを預けられないなんてとっていました。数年前からそういった課題を解消していただいて、それは私達にとって凄いニュースでした。権利条約を否定するつもりはありませんが、もちろん権利が守られているという前提においてですが、育児中の保護者としては具体的な施策の充実を期待したいと思っております。

○会長

ありがとうございました。ご意見としてお受けするという事になるとは思いますが、他にいかがでしょうか。多様な意見を出せることがこの場の良さだと思っていますので、是非出していただければと思っております。

○委員

子どもの権利条例を普及することで狙いたい効果は何かあるのでしょうか。また先に制定した市町で普及したことで良かった効果と逆の効果の前例があると、校長会等でも皆さんが考えを進めやすいのかなと思いました。

○会長

ありがとうございました。ご意見という面と、もし何か他の市町村の動きの中で把握されているものがありましたら伺いたいという事ですが、いかがでしょうか。

○事務局

子どもも研究を始めたばかりで、他市町村の状況を詳しく把握しているわけではありませんが、札幌市を例に上げますと、最終的に平成20年に制定しましたが、相当時間をかけて、恐らく3年くらい議論を重ねたと思います。市民への考え方の啓発を重きにおきまして、浸透せずに条例を制定してしまうと、結局理念だけが先になって施策が充実していないですとか、そもそも施策をしていても市民が知っていないためあまり意味がないという事になりかねません。札幌市も市民の方に子どもの権利を守るというのはどういう事か、地域で一緒に子どもを守っていくんだということの啓発から始めていったと考えられます。メリットデメリットという訳ではないのですが、最終的に条例を作った場合には、その部分が一番重要になってくると思いますので、いかに市民の意識を啓発していくかが大切だと思っております。

○会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。ご意見はございませんか。私自身も現場にいた時に、子どもの権利を強く意識していた訳ではないのですが、虐待といった問題の場合に、保護者さんが「子どもにとっていいはずだ。」「子どもをしっかりしたいいい子に育てるための我が家の方針だ。」と、虐待と認識されない方もいらっしゃるんですね。ただ、それを子どもの視点から見た時にどうなのか、

子どもが「そのとおりだ。だから従おう。」と思うのか。やはり、子ども自身が納得できない体罰や暴力は、いくら躰と言われても子どもの立場になって考えると、素直に言う事を聞きますということにはなりません。つまり、子どもにとっての最善の利益とは何かという視点が、子どもの権利の一番大事な所なのかなと感じていたんですね。今年の春に改正された児童福祉法にもそういうことが謳われましたし、大人は良かれと思って子どものためにいろいろなことをするけれども、子どもの視点で見るとどうなのか、というのは良識として考える必要があるかと思います。昨今、ニュースになるようなひどい虐待も珍しくはない、関係ないとは言えないという時代になっていると感じていますので、あくまでも子どもにとってという視点で考えられれば、どの位先になるか分かりませんが、きっとどこかで共通の接点が見つかるのではないかと思います。いろいろな場で、その観点からこういう話し合いがなされるといいなと、ずっと子どもに関わる現場にいて感じたので、私からもお話をさせていただきました。他にいかがでしょうか。

#### ○副会長

この生きる権利などの権利について否定をする方はいないと思うんですが、ただこれが独り歩きするというか、「親のための権利」になるのが心配される方もいると思うので、札幌市の例もありましたが、時間をかけて市民に浸透させて、最終的に子どものために作るんだということができれば、制定しても問題ないですし、むしろ子どものためになるのだらうなと思います。これが唐突に、この部分だけ先行するといろいろな問題が出るかと思っていますので、慎重に熟慮の上で進められたらいいのではと感じました。

#### 4 閉会

##### ○会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。今回で終わってしまうものでもないと思いますし、また皆さんのご意見を伺う機会がきっと出てくるかと思っていますので、今日の所はご意見がある方には、お聞きできたということでよろしいでしょうか。それでは、その他については終わりました、他に事務局からありますでしょうか。

##### ○事務局

それでは次回の会議の日程についてですが、今年度につきましては来年の3月までにもう一度開催を予定しております。内容につきましては、4月以降の定員の確認がございますので、2月を考えております。詳しい日程は別途各委員の皆様と日程調整をさせていただいた上で、開催日を決めさせていただきます。よろしくお願いたします。

##### ○会長

ありがとうございました。先の話なので、今ここでいう事はないかと思いますが、日程の設定について要望はございますか。それでは本日も予定しておりました事項については終了いたしました。新しい委員をお迎えしての会議となりましたが、今後ともよろしくお願いたします。以上で第15回子ども・子育て会議を終了いたします。ありがとうございました。